

ひて御湯の冷暖をこゝろみ、事具するよしを申せば、御ゆどのへわたらせおはします、同人御湯かたびらを奉る、かう薬は今にあれど參る迄の事はなし、○中刻限かちん參りてのち清涼殿になる、内侍燭を持って御先に行、次に勾當のないし、晝の御座の御劔をとりて參る、御後には女中御ともす、何もはかまばかり著也、はけふより十日までは、常に御裝束のち同所にて御きよ手水參る、先陪膳の人御前にす、む、手長御手水をもて參る、椽を御手洗の中に入椽のふたをうちかへして、其中に深草土器一ツ俯にかはらけをとらせ、たらひの中へ抛玉ふ、是より先にはいせんの人椽を御手洗の中よりとり出し、うちかへしたるふたをしあらためて、御手水をかけ參らす、御手拭には大たかだんしを用ふ、件の次第、御清手水の時、毎度如此、次に出御、御もや北第二間をへて、かくの間より出おはしまして、東階にかまへたる打板より、東の庭にくだらせおはしまして、天地四方を拜せさせ給ひ、四方拜のしだいは、今も古世のためしにかはらず、まゐるす事の多ければ、委記するに及ばず、四方拜をはり常の御所に還御なり、

〔近代年中行事細記〕四方拜催方條々諸公事早參事奉行、外稱職事一例也、

兼日奉行職事候、關白里亭、申可被候御裾之由、關白爲不參藏、人頭勤仕之、次御劔次將脂燭侍臣早參等以

通催之、内々以白紙、折紙也、三折、兼日御劔脂燭等之侍臣、記折紙備天覽、以御點催之、右之輩現所勞者、于告之、折紙也、

時脂燭侍臣等之員數應天氣、○中自承應至萬治寛文、新院御在位之頃、奉行職事散狀等直備天覽、不窺御劔之次將關白之餘事同前、○中脂燭之人數多少事、三人五人七人可從、時宜六位藏人

脂燭勤仕之事、強非定儀歟、但近代六位、江相觸也、或於禁中臨期催之云々、○中地下諸役、出納

清涼殿御裝束、掃部寮、筵道布單并庭上御、木工寮、掌燈、脂燭、御明、御屏風、花爐、庭、椽、上、女孺、清涼殿上等裝束、

殿掌燈、ナ、攝、女孺者、出、南座、燈階、近代謂、内堅鞋、御草、修理職、打橋、兼、日調、構庭上御屏風之事

納催之、謂主殿女孺、

往古謂被用於大宋御屏風、依小近代用他屏風、奉行職事、内々下知于極薦、令渡御屏風、自中階下